

午後1時30分開会

○小野委員長 ただいまから契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

日程に先立ち、改選後、理事者も含めた初めての委員会開催のため、名簿（案）をおつけしております。常時出席者には丸印をつけております。前期から変更はございませんが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、「（案）」を取って、名簿といたします。

それでは、日程に入ります。本日の日程をご確認ください。日程1から順に進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。初めに日程1、申し送り事項についてです。

前委員会からの申し送り事項ですが、お目通しを頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

次に、日程2、陳情審査に入ります。

新たに送付7－10、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を早急に求める陳情が送付されました。陳情書の写しをご確認ください。

陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情につきましては、継続審査中の送付6－16、千代田区議会議員政治倫理条例の制定を求める陳情と併せて一括で審査することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、本陳情に関して委員の皆様からご意見などございましたらお願いいたします。

○小枝委員 私、こちらの委員会初めてというか、今入ったところですので、率直なところで申し上げますと、この陳情が当初出たものから考えると、一番古いもので令和6年1月ということですから、もう1年半が過ぎているということで、今、調査継続中ということなんだというふうに理解しますが、これ、まあ質疑というよりは取扱いということにも入ってしまうんですけども、確定記録の閲覧をもって千代田区の報告書の審議を確認をする途上にあると。非常に私からすると随分時間がかかってしまったなというふうに思うわけですけども、そういうことの過程を経て可及的速やかにその調査を進め、結論を出していくというような、そういう方向性ぐらいは委員会として示していかないと、いつ何をどうやってどうするつもりなのかというのが、ただ棚送りしているように見えてしまうということについて、これは運営上の問題にもなってくるんですけども、明らかにしておく必要があると思うんですけども、いかがでしょうか。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。政治倫理条例については様々ご意見が分か

れているという状況の中で議論をしてきました。こうした陳情を経て、また何度か皆様にもご意見を伺っているんですけども、そこについて何か一つに意見がまとまるというようなところは今までなかったなというふうに理解をしております。ですけども、まだ決着がついたわけではないので、ちょっとここで改めて皆様にもご意見を頂きたいということで、しかも今回は新しいメンバーも入られているというところがありますので、ぜひとも引き続きご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

何かありますか。大丈夫ですか。ほかに。

○白川委員 前の委員会の際に、本当に様々な意見が出ました。私自身も、今回の事件というのが違法性を争っているもので、倫理というのは全く整合、何というんですかね、レベルが違う話なんです。要するに政治倫理条例をここで話し合うということはちょっとレベルが違うんで、ちょっとそこがあるかなということでそういう意見を申し上げました。

私の意見は私の意見なんですけど、それ以外の意見というのもいろいろあって、私もそれぞれの意見になるほどなという納得感というのはありました。つまり、立場の違いによって、この政治倫理条例についてはいろんな立場があり得ると。これ、申し送り事項のときに、適切な会議体で引き続きやるというようなことを明記されていて、そういうふうな方向性のほうがいいのかなというふうに私も思いましたので、引継ぎを検討して、今回は陳情者に議事録をお返しして審査を終了するというのが適切かなというふうに考えます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

○大坂委員 私もおおむね白川委員と同じ意見でして、政治倫理条例に関しては別途適切な会議体があるだろうということまで合意はしているのかなと思いますが、じゃあそれが一体どこなのかということはまだ何も定まっていないというのが事実としてあります。そうしたところをどこまで議論していくのか、この場でやるのかということもまた考えなければいけないところではあるんですけども、この政治倫理条例に絞った陳情については一度整理をしてもいいのかなという時期には来ているとは思っています。

ただ一方で、先ほど小枝委員からもありましたとおり、いたずらにこの委員会自体を先延ばししていくことはできないと思っていますし、早急に様々な形で結論を出さなければいけないというところはあるので、そういったところの整理というのも委員長のほうでしっかりと整理をされて我々に示していただけると非常にありがたいのかなという時期には来ていると思っております。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

ただいまお三方の委員からご意見がありました。今、具体的に取扱いについても、白川委員それから大坂委員からご意見があったんですけども、この陳情についての取扱いについてはお二人のご意見にご賛同いただけますでしょうか。いかがでしょうか。よろしい。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 この件に関して、何だ、この政治倫理条例のって、もしもつくるとしたら対象者を誰にするんですかね。議員だけですかね。職員、そして副区長、区長とか、そういうところまでやるのかどうなのか。もしもそういうところまでやらないんだったらあまり意味はない。というふうに僕は思っていますけど。（「陳情と違うもの」と呼ぶ者あり）

○小野委員長 永田委員。

○永田委員 この陳情の中に、この条例があれば今回のような議員の不当要求は避けられたのではないのでしょうかとありますが、そうでもない。岩田委員が言ったように、職員のほうの問題もある。そこはまた別なものと、服務規程でいろいろあると思うんで。この委員会の中で議論は非常に限界があるのかなと。今進めている再発防止の中身とは少し離れていくというところ、関連はあるとはいえ、なので、別の会議体という意味においては、条件整備等、そちらのほうで一応この条例の必要性も含めて、中身も別途別の場所で議論したほうがいいのかということをご提案いたします。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

大坂委員も手が挙がっていましたね。大坂委員。

○大坂委員 今、永田委員と全く同じ意見で、この会議体で政治倫理条例のあるべき姿というところをとことんまで議論するという場所ではないのかなというふうには思っていますので、しかるべき場所で、もちろん政治倫理条例をつくるのであれば今回の事件だけが対象ではないはずですので、幅広い形で全議員が関われる形でしっかりと議論を進めていくべきかなというふうに思っています。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

のざわ委員。

○のざわ委員 私も、今、これは非常にとても大切な陳情であるということは思いますけれども、私自身は政治倫理条例を制定することに対して、個人の私の意見としては非常に慎重にしたほうがいいんじゃないかと思っておりますので、逆に、ほかのしかるべき会議体のところで、それまでの過程も含めて慎重にご審議いただくことが必要かなと思っておりますので、またここで一度そういう形で陳情に対する考え方をまとめるのがいいんじゃないかなという意見を申し上げさせていただきます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 先ほど一括で諮られたと思ったので一括で答えたんですけども、何か気がついたら政治倫理条例の話だけになっているところについて、そこに沿って意見を言わせてもらいます。

○小野委員長 陳情が政治倫理条例のことですのでね。どうぞ、どうぞ。

○小枝委員 私の考えは、玉虫色にはしないほうがいいだろうと。どこかで、ちゃんと…

○小野委員長 玉虫色。

○小枝委員 うん。岩田案もあるし、そうじゃない案もあるのかもしれないけれども、ちゃんと案を持って、A案、B案を突き合わせてイエス、ノーを出していくべきだと思うんですが、それがこの委員会であるかどうかというのは委員会運営上のことだとは思いますが、この委員会が本当に、誠心誠意、スピーディーに進んでいけば一定程度結論が見えてくるというふうになってくるので、そしたら次の段階で、何というか、一つの分科会的に分かれて、その中の分科会の一部はこの条例づくりに携わって出してくるとか、そういう取扱いのやり方も私はあると思いますが、別の委員会なり別の公式の場を想定していくということがこの委員会の一致点であるならば、それをちゃんと誠実に具体的に提示していけば

いいことだというふうに思うので、それはやり方次第だというふうに思います。初めから見もしないでやらないというんじゃないくて、A案、B案、C案をちゃんと突き合わせて案出しをできる班体制をつくったらいいというふうに思います。

以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます、ご意見。

ほかはよろしいでしょうかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 いずれにしても、この会議体ではなくて、ほかの会議体でしっかりこれを集中して検討するというご意見も今ありましたので、まずはこの陳情についてなんですけれども、この陳情です。ほかの会議体に引き継ぐというところは大事な点だとして、この陳情については審査自体は終了をしたいと思うんですけれども、そこについてはいかがですか。

○岩田委員 そもそも、ここに送付されてきたわけですよ。送付されてきたのにここじゃないですよといったら、送付自体が間違えているんじゃないんですか。最初からここに来てやってくださいといって、あ、ここでやりましょうという話になっているのに。

○小野委員長 ここでやるやらないも含めて、一旦送付先はここでしたのでここでお引受けをしたんですけれども、ただ、やはり皆様のこれまでの議論の中で、岩田委員もそれはご承知だと思うんですけれども、そもそもこの再発防止のここでやるのかどうか。それはどうやってやるのか。先ほどもご意見がありましたけれども、中身についてもほかの会議体でしっかりと議論すべきではないかと、つくるにしてもというようなご意見がこれまで重ね重ねありましたので、最終でちょっと一旦皆様にもお伺いをしたところです。特にメンバーも新しく入られたというところもありましたので。ですので、この委員会の中で倫理条例について細やかに議論をするとか、そういうことはそもそもチェックリストの中にも入っておりませんので、また、皆様にもご意見を頂いており、やるのであれば集中してほかの会議体でやるべきではないか。または集中してやる会議体を決めるのもそもそもこの条件整備とは言いにくいんじゃないかというようなご意見もありましたので、今、幾つかご意見がありましたけれども、どうでしょうか。

○小枝委員 今の発言を聞いてそのとおりだと思ってしまったので、取扱いを一旦議運のほうに戻すというふうな、議運というか、取扱いを戻すというのが王道だとは思いますが、今の委員長の集約をしていくのであれば。そうじゃないとただ見解なく消えてしまう格好になるので。

○小野委員長 そうですね。ありがとうございます。

今、いわゆるこれがうやむやになって今後議論がされないということではなくて、例えば先ほどありましており、そもそもこれ条件整備なんじゃないのとか、議運なんじゃないのとかありましたけれども、いずれにしてもこの委員会というところではないというところでご意見は様々頂いております。ですので、この陳情についてはご意見がありましており、議事録をもって本件陳情の審査というところ……

○小林委員 違うよ。委員長。いいですか。

○小野委員長 小林委員。

○小林委員 要は、この陳情を議長からこの委員会でやるというところに送られてきたん

ですけど、我々の委員会自体は、ここの陳情にもありますけど、その一つの方法は政治倫理条例なんで、そこに深くやっていくよりも先にやることがあるんで、委員会としては、この陳情については、大切な陳情であるけれども、この陳情は一旦議長にお返ししてしかるべきところでやっていただきたいという申し送りを議長にすればいいんじゃないですか。この議論をもって陳情者に返しちゃったらそれで終わっちゃうんで、終えちゃいけないんで、これを議長に返して、議長にこの委員会の議論をしたことをお伝えすると。で、もう一度議長のほうから陳情先を送付替えをするなりして、新しいどこでやるかも、それも決めていかなくてはならないんで、そういう取扱いにしないと、この議事録をもって陳情者に返しちゃうと、この陳情を議論をしたのを結論出さないで返しちゃうことになるんで、そうじゃなく、議長に返すような手配を取っていただいたほうがいいかと思います。

○小野委員長 ちょっと1回休憩させてください。

暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時49分再開

○小野委員長 お待たせいたしました。再開いたします。

様々ご意見を頂き、ありがとうございました。ご意見を頂いたところで、本件、議長に適切な会議体というのをしっかり申入れをして、それをもってこの件については終了としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それで、もう一つ、この議事録に、議長に適切な会議体でしっかり引き続き議論をすることということの申入れをしましたということも一緒につけてお返ししたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。ありがとうございます。それでは、以上で送付7－10、送付6－16の2件の陳情審査を終了いたします。

次に、継続審査中の送付6－6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書の審査に入ります。

本陳情に対して委員の皆様からのご意見を伺います。いかがでしょうか。（発言する者あり）

○小林委員 これこそ継続じゃん、今やっているんだから。（発言する者あり）これ、今やっている最中だから。

○小野委員長 手を挙げて、ぜひ。

小枝委員。

○小枝委員 この件についてが先ほどの私の冒頭の発言になるんですけども、確定記録の確認、今、行政と見解が異なる、エビデンスということが言われているわけなので、そこを早急に確認した上で議論をするということをお願いをしたいと思います。

○小野委員長 ほかにご意見ありますか。

○白川委員 今、小枝委員が行政と、とおっしゃいましたけれども、私も行政と同じ立場です。というのは、裁判の一部の記録をもって全体を判断するというのは、結局、全体を

判断した裁判の判断というのをひっくり返す材料にはならないんですよね。つまりそういう証言があったという事実しか分からないわけで、それをもって何か演繹していったって、こちらで何かを決めるというのは、私はかなり無理がある。むしろ危ないことではないかと思っております。

○小野委員長 はい。

ほか、ご意見ございますか。

後ほど出てきますけれども、一応確定記録の閲覧というところがまだ残された一つというところがありますので、その辺りを確認しないとというようなご意見ですとか、これはご意見が分かれるところかなと思います。ということで、本陳情の取扱いについて——はやお委員。

○はやお委員 本当に白川委員のおっしゃるように、この判断というのは厳しい、いろいろ意見が分かれるところだと思います。私はその辺のところがあるからこそ、逆に言うと、この確定記録の閲覧を基に、それなりの学識経験者の、第三者のやっぱり確認が必要なのかなと。それは当然のごとく参考招致をするような形を取りながら、ここの流れをどういうふうに踏まえるのかというのをやらなければ、白川委員がおっしゃるように手前みそで終わってしまうという点での客観性、中立性を担保するために学識経験者の判断を、出てきた結果を踏まえて、閲覧内容を踏まえて確認し、それを執行機関のほうも、私の本会議の質問の中で、委員会から出てきたものについては、それを受けて判断しますという判断でしたから、そういう話だから、またいつものとおりやれば同じことを繰り返して平行線になるんで、やっぱり中立性、独立性をやるために何らかの措置を取らなくちゃいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 私もはやお委員と途中までは同じなんですけど、要するに部分で何か演繹をしたければ、それに対して別の証言者というのを呼んで照合しなければいけないんですよ。つまり部分だけで何かを判断することはできません。つまりその部分をもって既に裁判の決定というのがなされて、司法判断がなされています。ということは、もうこれ、何かを演繹して物を決めなければ、100条委員会しかないということです。（発言する者あり）それ以外のことで何かをいじるというのは、私はもう危険なことだと思いますので、むしろ避けるべきだというふうに考えます。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

まあ、ご意見、様々あると思うんですけども、いずれにしても、まずは確定記録が残っているというところと、それから、この委員会でやるべきことというのは、後ほど確認しますけれども、論点チェックリストの中の最後の一つというところがありますので、そこから先さらに何かを調査をするということであれば、また次の手段というのを考えなきゃいけないこともあるのかもしれない。

ということで、この送付6-6についてなんですけれども、ここについて引き続き何かご意見が現段階でございますか。

○小枝委員 事実確認をするということと、何というんですかね、裁判、司法の場において罪に問われたであるとか、あとは書類送検されたであるとか、そうした行為と、罪とな

らなかったから全てその事実がなかったというふうな考え方をしてしまうと、私たちは事実を確認する行為そのものが無駄になってしまうということで、表現の自由というのもありますから、発言をすることについてとやかくは言えないわけですがけれども、非常に危険だ危険だというのであれば、事実を確認せずに物事を判断することのほうが危険であるということ……

○白川委員 聞いていないことは言わないでください。

○小枝委員 非常にこの委員会がやろうとすることとの矛盾も生じてしまうし、論理の飛躍はやはり控えたほうがいいのではないかというふうに私は思います。

○小野委員長 はい。

これ以上、例えば深掘りをするのであれば、ほかの委員会を立ち上げるべきではないかという、そういうご意見だったのかなと。白川委員のですね。この再発防止の中でやるべきことというのがどこまでなのかというところは確かにあるんですけども、いま一度皆様にも目的とか調査事項というところがあって、その調査事項の中で今回論点チェックリストというので一つ一つ確認をしてきた最後のところがあって、最後の確定記録というのを今待つ状態でありますので、引き続きそこについても全員そこは共有をさせていただきたいと思います。

ということで、この陳情についてなんですけれども、取扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続。はい。それでは、本陳情については継続とさせていただきます。

以上で、送付6-6の陳情審査を終了いたします。

次に、継続審査中の送付6-7、不祥事に関する迅速な状況把握と再発防止に関する説明、区民をはじめ多様な人が話し合って決めるまちづくりの実現を求める陳情の審査に入ります。

本陳情に対して委員の皆様からご意見がございましたらお願いいたします。意見は現段階でございませんか。

○小枝委員 冒頭に一括というふうに言われていたので、一括して意見を述べたつもりでいるんですけど。

○小野委員長 ああ、そうですね。

○小枝委員 なので、このことについても同じ立場で。

○小野委員長 そうですね。

○小枝委員 はい。

○小野委員長 すみません。先ほどの送付7-10と6-16だったんですけど、ここも含めて一括のご意見だったということですね。

○小枝委員 ええ、そういうふうに言われたので。

○小野委員長 はい。（発言する者あり）

○岩田委員 最初に一括してと言ったじゃないですか。

○小野委員長 最初、一括……

○大坂委員 二つを一括です。

○小野委員長 二つを一括です。

○大坂委員 二つを一括です。

○小野委員長 7-10と6-16ですね。ちょっと幾つかあるもんですから、ちょっと意味合いが違う陳情なんですよ。なので、全ての一括が難しいものですから、念のため再度、（発言する者あり）仕切りじゃなくて、それは聞こえているか聞こえていないかじゃないですか。

○小林委員 早くやろう。（発言する者あり）

○小野委員長 はい。

それでは、では、今の6-7についてですね。これ、よろしいですか、皆様。取扱いはいかがいたしましょう。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続。

○小林委員 これがもったいない。

○小野委員長 はい、承知いたしました。

それでは、本陳情につきましては継続とさせていただきます。

以上で、送付6-7の陳情審査を終了いたします。

次に、6-12、泥沼にはまった千代田区を助けるための調査をお願いする陳情。

こちらについても、ご意見、特にございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。取扱い、いかがいたしましょうか。（「継続」と呼ぶ者あり）はい。継続で行きます。

それでは、本陳情につきましても継続とさせていただきます。

以上で送付6-12の陳情審査を終了し、日程2、陳情審査を終了いたします。

次に、日程3、刑事確定記録の閲覧についてに入ります。

（1）進捗状況の報告について、区議会事務局から報告をお願いいたします。

○石綿区議会事務局次長 それでは、刑事確定記録閲覧の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

先般議会運営委員会でもご報告を差し上げましたが、この閲覧を認めるか否かの結果というのが現状まだこちらのほうには届いていない状況でございましたので、この結果の照会文書というものを6月2日付で発送したところでございます。それを経まして、現時点でまだこの閲覧に関して認めるか否かの通知というのは、事務局のほうでは受け取っていないというような状況でございます。

以上でございます。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様から何か質疑がございましたらお願いいたします。

○はやお委員 ちょっともう少しはっきりさせていただきたいのが、経緯・経過なんですけど、6月2日照会、結局は書面において、結局は、何ですか、検察サイドのほうにどうなっているんだと、刑事確定記録の閲覧ができないのかと確認をしたと思うんですね。その前に、例えば何かいろいろ連絡があったのかどうなのか、ちょっとその時系列を確認したいと思います。どういうふうに、実際のところ、話を聞くとところによると、その前のところの文書で出しましょうといったときの委員会での話以降、かなり検察サイドのほう



の動きが活発になっていたように外部的に仄聞すると聞いておるので、その辺のところをもう少し詳しく、経緯・経過、日にちがいつ何かということをお答えいただきたい。

○小野委員長 一旦休憩しますか。

暫時休憩します。

午後2時02分休憩

午後2時10分再開

○小野委員長 再開いたします。お待たせいたしました。

次長、お願いします。

○石綿区議会事務局次長 お時間をお取りしまして、申し訳ございませんでした。

今、委員のお問い合わせを頂いたところで、地検のほうからのご連絡についてなんですけれども、この間、前回の委員会でもご報告をさせていただいたとおり、結果が大分遅れてございましたので、どういう状況かというのを担当者レベルで確認を続けてきていたというところでございます。

こちらの時系列については前回ご報告のとおりでございますので割愛をさせていただきまして、その後でございますけれども、5月22日の段階で地検のほうから、これも担当者レベルではございますが、ご連絡を頂きまして、あちらのほうで最終的に判断をするために、再度、閲覧者について委員長は議長にその閲覧の手続というのを委任されている状況でございますが、閲覧に行かれる方々というのが、この委員長のお付きというよりは、議長から差し向けられたものだということで改めて整理を頂きたいということでしたので、こちらの整理をこのお電話を頂いた以降で進めていたというような状況でございます。その後、6月2日の段階では委員会の決定を受けて、先ほど申しましたとおり、その閲覧の結果が、今どういう状況にあるのかという照会の文書を地検に送らせていただいたというところでございます。

以上です。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 非常に残念な経緯・経過だと思います。というのは、5月の22日に絞って、結局は平たく言うと閲覧ができますよということなんですよ。ということで間違いないかをお答えいただくと同時に、それで5月の22日に電話がそれが入っていたにもかかわらず、6月2日にその文書で出すといたら、間抜けも間抜けな話だと思いますよ。早急にそのときの、前期なのか、どういうタイミングなのか知らないですけど、委員会を内々でも招集して、この6月2日出す文書を止めるとか何だとかということをしなくちゃいけなかったんじゃないんですかということをお願いなんですよ。時系列的にですよ。というのは、多分こういう動きをしてきたというのは、文書で出すべきだということを委員会でもまとめたから、やはり地検のほうからすれば非常に不名誉なことになるわけですよ、はっきり言って。そこで出したらば、そこを鑑みて対応を措置をするというのが僕は普通な対応だったと思っています、大至急に。確かに選挙も重なっていたのかもしれない、いろいろ皆さんの準備が。でも、もう一度言いますが、5月の14日に委員会で文書を出すべきとって、5月の22日に地検のほうから、閲覧を絞ってください。正式名は議長名でやってください。それで6月の3日に我々は文書を出しているということでもいいのか。間抜けじゃねえかなと思って、そのところをお答えいただきたい。

○小野委員長 暫時休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時15分再開

○小野委員長 再開いたします。

次長。

○石綿区議会事務局次長 度々失礼いたしました。

今、大きく2点ご質問いただいたかと思います。まず最初に、地検からご連絡を頂いた件について、これ、既にこのときに閲覧でもう間違いなくその段階で閲覧を可とするということを前提にした話かということでした。

こちらに関しては、地検のほうからはこの確認をすることが既に閲覧を可とするということを前提にご連絡を頂いたということではないような状況でございます。さらにこれを受けて判断をするというようなことを、一応電話のご確認上では受けているというような状況でございます。

あと、大分、日がたって、間抜けではないかというご指摘でございました。こちらに関しては、事務局としては当然ながら委員長ともその間ご説明をさせていただいたというような状況もございます。私どもが申し上げる点ではないかもしれませんが、この間、5月23日には臨時会等々ございまして、構成も変わってきたということもありまして、大分ばたばたとしていた時期ではないかなと思いますが、都度私どもとしては委員長にご報告をさしあげてはきたというところでございまして、その間、調整を行われていたものだというふうに考えてございますので、特段事務局として意図的に何か遅らせたということではないということは誤解なきようお願いいたします。

○小野委員長 はやお委員。

○はやお委員 もうこれ以上のことは言いませんけれども、ただ、やっぱり早くやっぺいこうという流れの委員会の中での総意に近い集約になっていることですから、やはり5月の22日にその話が事務局のほうから当時も現在も小野委員長が委員長ですから、ここは非常に神経をいい意味でとがらせながら委員会運営をしていただきたかったということを申し伝えさせていただきたいと思います。ですから、そのことを踏まえてしっかりとやっぺい我々に対しても情報を共有していただくようにしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○小枝委員 関連。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 個人で行うのと全体で行うのとの重みの差はあるとは思いますが、今のお話、5月22日に委員長名ではなくて議長名でというような話があったとすれば、それは多分即座に副委員長、ちょうど人事委員会の前でしたから、旧委員長と新しく委員長になるであろう方とやっぱり協議をするということは、これは事務局ではなくて、やっぱり委員長の姿勢としては必要だったんじゃないか。私は、その後3回、つまり2週に一遍のタイミングで新たな申請をして許可が出るんです。つまりちゃんと対応すればそういうことができるということを、事務方のほうが意図的にサボタージュしたとは私は思わないので、委員長が聞いていたとすれば、それは委員会としての、これ、本当にスピーディーにやらないといけないことで、岩田さんのほうは出したもうその翌日ぐらいに許可が下

りているわけなんですよ。そういう意味でのスピード感がしっかり引き締まってあれば、もう第2回定例会においては、そんな行く行かないの議論じゃなくて、もう内容をみんな確定しながら次の方針が立てられたということもあり得るので、これは委員会、委員長側の体制として緊張感を持って進めていただきたいというふうに思います。それは意見です。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

何か私も共有すべきことは早めに共有をするようにしていました。この特別委員会がこの日程に設定をされているという前提だったんですけども、もしその前に開催する必要があるれば、まずは非公式でこの状況を皆さんにお知らせしなきゃいけないんじゃないかというところで日程の調整はさせていただいたんですけども、それがもっと早くにされるべきものだったんじゃないかというご意見なのかなというふうに受け止めています。何か恣意的に情報を隠したりとか、特に何かを皆さんにお知らせをしていないということは一切ないです。

いずれにしても、何度も事務局にもお願いをして、事務局でも、そのやり方ってどうなのかなというのがあるとしても、まずは皆様の意見として電話じゃ駄目なんだったら文書で出しましょうよということでご意見がありましたので、その文書を出すということはこの委員会の中で皆さんに合意を頂いて、そしてじゃあ出しましょうということで出したのが今日に至っているわけなんですけれども、何かその中で委員長としてやるべきことの中で漏れや不手際があったということでしたら皆様には申し訳ないと思うんですけど、私としてはそういう感覚はほとんどないものですから、もし何かもっとこういうことを言ってほしいと、もっとこういうことをやるべきだったんじゃないかという今ご意見があったんでしたら、それはお受けします

○永田委員 そのことからちょっと飛んでいいですか。

○小野委員長 永田委員、お願いします。

○永田委員 刑事確定記録の閲覧を委員会で行うということは、早急に進めることは全く反対ではありませんし、進めるべきだと思うし、それを何か行政が妨害しているということもないというものも分かりました。それで、今まで個人として閲覧して、いろいろ得た情報があった。それを委員会で共有していこうということだと思います。それで、いわゆる問題点、個人でこれまで閲覧してきて問題点があったということを委員会で共有して、その後、その中身をどのように検証することができるのか、我々がそれを捜査することはできないですね。そのときにその先にどのように進めていくのかということは、事務局で、その刑事確定記録から得た情報で問題点があるのであれば、そこをどのように検証できるのか。その点説明をお願いします。

さらに言いますと、もう既に政策経営部長からは判決が全てだと何度も答弁を受けていると。行政としてはそういう立場。（「そうだ」と呼ぶ者あり）で、我々としては別な立場として、刑事確定記録から分かった、判明した問題点をどのように検証することができるのか。この中で共有したときに、その先どのように進められるのか、委員会として。その点、局長から説明していただけますか。（「大切な文書だ」と呼ぶ者あり）

○石綿区議会事務局長 まずもって刑事確定記録がどういうものであるかということ、それから今回閲覧が認められる人の資料の量であるとか、こういったものが、私も経験がな

い以上、まだ想像がつかないというような状況でございます。今回、閲覧を希望している部分、それからそういった内容について、まずは閲覧が認められればそれを写しを取ってきて、その中身を確認しなければそれをどう活用するかということも見えてこないだろうなというふうには思っていますが、供述調書というものが、先ほど来ご議論も頂いておりますけれども、一つはそれらを踏まえて司法の判断が下っているということでございますので、ここに関してはその事実確認というのはある意味捜査機関で全て済んでいるかなというふうには考えておりますけれども、その一步先に、それをどう活用するかというのは、まさに委員の皆様方のご見解に尽きるかなというふうには思っておりますので、そのご指示に従うというようなところでございますが、ご指摘の部分はもちろんもっともだろうなというふうには思っております。

○永田委員 刑事確定記録によって知り得た問題点というか、委員会で情報共有して、それが問題だったとしても、それを我々が検証はできないんですね、事実確認ができないんですよ、この委員会では。とすると、その問題を取り上げるには、それを個別に告発でもしない限り、その先の検証って、できないじゃないですかね。そうであれば、この委員会がこうやって時間かけて存続していく意味が、もう、あまりないんじゃないかと思うんですよ。そこら辺ははっきりしないと、いつまでも刑事確定記録に問題となるような項目があるから、それを一個一個拾い上げて検証していきましようとしたところで何もならない。それを問題を指摘する人が告発すればいいだけのことであって、この中で全員が共有して同じ意見で委員会として告発しましようとなるならばまだしも、そういう状況には至らないと思われる中で、そこはどうなんでしょうね。判決が全てだとは私も思いません。刑事確定記録の中にそれなりのこの事件の本質となるような証言があるのであれば、それは一定の検証は必要だとは思いますが、それを我々が今後どのように取り扱っていくかということについては非常に慎重にならなければならないし、無理があるんじゃないかというふうに考えていますが、どうでしょうか。

○石綿区議会事務局長 ただいまのご質問でございます。繰り返しのご答弁ということにはなと思いますが、閲覧をした際の、今回写しを取ってくるという形になるかなと思いますが、これについての私ども事務局としての資料の価値判断、それからお取扱いについては、私どものほうから申し述べることはなかなか難しいかなというふうには思っております。ただ、その資料に関しての事実かどうかという確認、これは非常にご指摘のとおり難しいところであるだろうなというふうには思っております。ただ、それ以外の視点からまたご議論をされるということであれば、もちろんそれは委員の皆様のご判断ということにもなるでしょうし、事務局といたしましては、そのお手伝いをさせていただくという意味合いでは、ある意味そこには事務局としての意思は特段ございませんので、皆様方のご議論の俎上にのせていただくということに尽きるというふうに考えてございます。

○小野委員長 牛尾委員。

○牛尾副委員長 永田委員の言っていることもごもっともだと思いますし、ただ、一応判決には判決であるけれども、しかし、はやお委員の言うとおり、元副区長が関わっていたんじゃないかというようなことがその調書から読み取れるんじゃないかということで、今回、委員で確定記録を閲覧しに行こうということになりました。これ、確定記録を閲覧しないと結果は分からないものが多いと思うんで、閲覧しないと先に進まないんですけれど

も、それによって何かしらやはり判決とは違う一面が出てきたなといった場合は、ここで報告をまとめるわけだから、議会としての意見をまとめるという作業の中で触れていくということになると思うんですけど、いかんせん確定記録を見ないと話は先に進まないのかなというふうに思います。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 私も基本的に永田委員と同じ意見です。それで、例えばAはBが指示したという証言をしたとして、Aはそういうふうに見たけれども、じゃあBはどう思っているかというのを聞かないと、その証言の客観的な価値というのは分からないんですね。つまり、ここでAの証言のみを取り上げて、そこを取り上げ、演繹していった何かの結論を出すと、それは客観的なものじゃないんで、その人の主観なんですね。つまりそこに客観性を出すためにはBの話を書かないといけないんです。で、それって裁判でやっているんですね、既に。もしここでオリジナルでそれをやりたいのであれば、100条委員会を立ち上げて、Aの証言がありましたけどとBさんに聞いて、あなたはこれはどう思いますか、どうなんですか事実は、という、迫らなきゃいけないわけです。そこまでやるかどうかという話なんです。ここで、AがBの話をしたという証言だけを持ってきて、何か話し合ったら、結論出せないんですよ。客観的なものは出ないんです。つまり、価値がないんです。やるんだったら、Bも連れてこないと駄目なんです。そうすると100条委員会しかないんですよ、このやり方だと。何で、ここで閲覧だけやれば、取りあえずそれを見て考えようみたいな話になっちゃうんですか。これはおかしいです。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

小枝委員、さっき、手を挙げていませんでしたか。

○小枝委員 確かにさっき挙げました。

○小野委員長 はい。手を挙げていらしたんで、どうぞ。

○小枝委員 若干議論が流れとしてはずれてきている嫌いもあると思うんですけど、私のほうから非常に重要なところをここで3点言わせていただきます。

一つは、判決文を基にというふうにおっしゃっているんだけど、判決文の中の量刑理由に書かれた上司からの指示命令、ここを認定しているというのは、法律家に聞けば、これ、本当に10人が10人、間違いなく事実認定しているからここに書いているというふうに言われることなんです。で、このことに関しては、判決文を基にと言いながら、ある部分については曲解をしている。そして、その質問をすると、専門家会議の先生方にも確認した上でそういうふうに言っているという、そういう答弁をしているんですね。そこは判決文を受け止めていないという重要な論点が一つ残っているということ。

それからもう一点が、司法が判断することと議会が判断することのフィールドというか、エリアが違う。それはどういうことかということ、どうやって事件が起きたかということを知らなければ再発を防止することができない。これは確定記録を見てもらうとそのことがまたよく如実に分かると思うんですけど、どうやって事件が起きたかというのは、A、B、C、濃厚な3者で言えば、A、B、C3者とも同じことを言っているということです。

あと、3点目が、退職金の返還命令書というのを出しましたけれども、この内容を、私、本人から頂いてまいりましたけれども、区役所が勘案した内容の中に上司からの指示命令があったというふうに書いてあるんですよ。ここのところを皆さんには見せませんという

ことで避けているんだけど、手当返納を勧告した内容の中に書いているということは、区が上司からの指示命令を認めたとはっきりしているんですね。

そういう点で、この3点は、今この場の質疑が駄目であればその他のところで質疑をさせていただきたいんですけど、皆さん若干その判決文の内容について、よくちゃんと調査が行き着いていないなという部分があります。それから、なぜ判決文だけ棒読みをすれば再発防止ができるというものではないというところの判断は、やはり事件の全容、真実を見なければその方針が立たないということは理解を頂きたいと思います。あと、皆さんが持っていないので、退職金の返還命令書についてはお持ちでないけれども、私、本会議場に出しましたので、それを見ていただければ分かるように、区としてははっきりと認定をしているからそれを勧告したという内容になっています。その3点をぜひ委員会としても認識いただきたいというふうに思います。

以上です。

○小野委員長 えごし委員。

○えごし委員 すみません。今、多分進捗状況の報告というところで様々議論が進んでいると思うんですが、様々、話がちょっと広がっているかなというのも思うので、委員長にぜひ整理をしていただければと思います。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。

ご意見ありがとうございます。まずは、今、確定記録の状況について、進捗についてご報告をしたというところから様々な中身についての話も広がりましたが、一旦これもっと早急にすべきだったんじゃないかというのがありますけれども、水面下では私は各個別にこういう状況になっていますというご報告をしたつもりでしたけれども、それがしっかり伝わってなかったのかなというふうに、伝え方について少し考えたいと思います。いずれにしても、今待ちの状況ですので、一旦は日程3の刑事確定記録閲覧の進捗状況についてはここまでにさせていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 今まで供述調書を資料の一部だ資料の一部だというふうにおっしゃっていましたが、判決理由のところ、判決理由ですよ。確定的な判決理由のところ、上司からの指示命令があったとしても、つまりそういう状況にあったけれども断らないでやっちゃったのはいかんじゃないかというような判決だった。これがまさに組織ぐるみなんですよ。でもそれを認めていない。でもそれは理由としては、いや、副区長は刑事的な責任を負っていないから。いや、それは時効にかかっただけですよ。

○小野委員長 岩田委員、お気持ちは分かるんですけども……

○岩田委員 ちょっと言わせてください、ちゃんと。それでね……

○小野委員長 今、確定記録の閲覧……

○岩田委員 だから、今、大事なところを言っているんだから、ちょっと止めないで。

それで、それを、結局は刑事責任を問えていない、だから何もやっていませんでした、みたいな言い方をするのはおかしい。道義的な責任があるはずなんですよ。

で、私は裁判所の判断なんか、全然、ひっくり返そうなんて思っていない。時効は時効だから、それはしょうがない。でも、道義的な責任を、何、までなかったことにするというのはおかしい。そして、退職金の話、元部長が自分が後で責められるのも覚悟でその事

件を明らかにしたというにもかかわらず、何かそれで、何、結局は組織ぐるみなのかどうか、そういうところの道義的責任云々の話も明らかになっていないのに、退職金だけ返せて先に出るのは、すごいいいですね、こういうのは、こういうところは。ちょっとおかしいんじゃないですかね。早過ぎるんじゃないですか。質問ですよ、これ。

○小野委員長 はい。まずは刑事確定記録の閲覧についての進捗状況ということで、もうご意見あるのは分かるんですけども、一旦は進捗状況についてご報告をしたので、ここまでにさせていただきます。ここから先なんですけれども……

○小枝委員 その他のところでとか、そういうふうに……

○小野委員長 えっ。

○小枝委員 後でその他がありましたら、どうぞということで。

○小野委員長 うん。ここは、まずは刑事確定記録の件ですので、ご意見とか質疑があるのは分かるんですけども、一旦ちょっとここはご理解ください。その他もあるんですけども、まずはここは刑事確定記録について議事整理してくださいということもありますので、皆さんにはここはご協力いただきたいところですので、お願いいたします。

○岩田委員 ……………立場にありますよ。

○小野委員長 それから、この件についてはここまでにさせていただきますが、刑事確定記録の件、まだ終わっていないです。もう一つ、（２）がございます。刑事確定記録の閲覧者というところなんですけれども、去年の閲覧の請求の提出時に閲覧希望者、こちらは委員長をはじめ出していたんですけども、当委員会の委員が再編されたことから、当初予定していた閲覧希望者、ここから改めて議長から委任を受けた、私、委員長の小野と一緒に閲覧を頂く委員として、牛尾副委員長、はやお委員、えごし委員を閲覧者として東京地方検察庁に提出いたしましたので、ご報告をさせていただきます。併せて閲覧作業をお願いする事務局職員についてですが、４名を選出させていただいております。閲覧が認められた場合は閲覧していただく委員と日程調整の上、閲覧作業を進めることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。それでは、以上で、日程３、刑事確定記録閲覧の進捗状況についてを終了いたします。

次に、日程４そのほかに入ります。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員 さっきのところは別のところでやってくれというんでもう一回言います。今までもさんざん供述調書を……

○小野委員長 別のところでやってくれとは言っていないよ。

○岩田委員 供述調書を資料の一部だというふうに――何ですか、委員長、何か言いたいことがあったらはっきり言ってください。

○小野委員長 はい。別のところでとは言っていないです。先ほどのところは刑事確定記録の閲覧者についてのところなので、一旦こちらで、と。ただ、どうぞお続けください。

○岩田委員 それ、やりますよ。

○小野委員長 はい。

○岩田委員 供述調書を、資料の一部だ、資料の一部だというふうに言っていましたけど

も……

○小野委員長 誰が言ったの。

○岩田委員 判決理由のところで、上司からの指示命令というふうに言っているわけですよ、裁判所が。ということは、それこそまさに組織ぐるみじゃないかという話なんですね。だから、それを、私は裁判所の判断をひっくり返そうなんていうふうには全く思っていない。副区長の刑事責任を問わなかったのは時効だったからにすぎないから。でも、だからといって刑事的な責任がないのと道義的責任がないというのは同じではない。にもかかわらず、そういうところがはっきりしていないのに、この事件を明らかにしてくれた元部長の退職金を返しなさいという命令がすごい早く出ているのはおかしいんじゃないですか。それこそ、副区長のほうがこれは返すべきなんじゃないかとさえ思っています。というふうに私は一般質問で言いましたけども、何でこういうところだけ早いんですかね。質問です。

○小野委員長 何か、もし答弁ができれば。できますか。

政策経営部長。

○村木政策経営部長 ただいま岩田委員からご質問がありましたが、今ご質問があったことにつきましては、既に本会議でも答弁したとおりでございます。今回の判決において罪となるべき事実においては一切副区長の責任は認定されておりませんし、ご指摘の量刑の部分においても極めて曖昧な表現で言っており、これが裁判所の事実認定と認めるにはあまりにも不明確な記述だというふうに思っております。

それから、元部長に対する退職金の返納命令が早いということですけど、これは判決があってから既に1年ほどたっておりますので、決して早いというふうには考えてございません。

○岩田委員 その元部長のやった行為というのが副区長からの指示命令、それがあったというふうに判決理由で言っているんですよ。じゃあそれのもととやった人は誰なのかって、副区長じゃないですか。その責任を、道義的な責任も何も取らないで、ああ、じゃあ実行部隊が悪い、そのまま断じるのはおかしいんじゃないのかと言っているんですよ。

○小野委員長 大坂委員。

○大坂委員 今、岩田委員の言っていることもよく分かりますが、これを、まさに真相究明すべく確定記録を委員会で閲覧しに行きましょうという話を、この委員会では合意をしたと思っています。ですので、その質問、まあ、言いたい気持ちは分かりますが、確定記録が出てからしっかりと精査をするというのがこの委員会の立場だと思っております。

○小野委員長 はい。大坂委員、ありがとうございます。

岩田委員。

○岩田委員 大坂委員、ありがとうございます。まさにそのとおりです。そう。はっきりしていない。にもかかわらず、退職金を返せだけ早いんじゃないのかという話なんですよ。そういうところはちゃんと明らかにしてからじゃないですか、やるんだったら。

○村木政策経営部長 こちらも本会議の際にご答弁いたしましたが、退職金の返納命令、これにつきましては、条例の規定に基づき有罪の確定判決を受けた場合に返納命令をするというふうに規定されておりますので、それに従ってやっているものでございますので、また、先ほど申し上げましたように、その確定判決から既に1年ほど経過しておりますか



ら、決して早いということではございません。

○小枝委員 関連。

○小野委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこは正確性を欠いていると思うのは、19条だと思うんですけども、19条は1回支払った退職金については返納命令を出すことができるという、発出することができるということなんですね。なので、それは判断が求められるところ。で、その判断をするために人事委員会に諮るわけで、そしてその人事委員会に公益通報者であったという、行政に明らかにすることによって貢献した部分、消費者庁の見解を含めて、ちゃんと情報提供したかということもあるわけです。本会議場では9割返還だからいいんだというふうに言ったけれども、そこははっきりと答えていただきたいんですね。人事委員会のほうに内部通報がきっかけでこれが明らかになったことを言ったかどうか。それから、19条については、ねばならないではなくてできると。うん。ことであって、判断の余地があるということであったかどうか、この二つ、はっきりしてください。

○村木政策経営部長 まず、後段のできる規定があるということについてですけど、こちらは条例上の規定はできとなっておりますが、これについて既にこちらのほうでは統一的な運用指針というのを定めておりまして、それで行きますと、こういった確定判決の場合は、過失の場合、それはそういった例外的な場合はあるんですけど、原則としては全額返納が原則であると。これははっきりともう明記しておりますので、それに従ってやっております。それでこの件につきましては、今、小枝委員から指摘がありましたように、人事委員会のほうに諮問をいたしまして——諮問でいいのかな、諮問でいいんだよね、諮問いたしまして、答申を頂いて、その上で今回の結論を出しているという、そういうことでございます。

○小枝委員 その、諮問した際に、内部通報、告発者であるということを述べているかどうかということですね。

○村木政策経営部長 こちらの答申の際にどういったことを諮問したか、あるいは答申の際にどういったことが議論されたかということについては、これは行政執行、また個人情報にも関わるものですし、人事の独立性と、そういったものにも関わるものですので、ここで簡単にこの場で答弁していいかどうかというのは、私にもちょっと今現在判断がつかねますので、ここでは答弁は控えさせていただきたいと思います。

○小枝委員 行政執行に関わるのが、今、判断できないということでしたけれども、そこは、では今日ということじゃなくてもいいので、私、人事委員会のほうに問合せをしたら、人事委員会の答申を含めて区のほうに聞いてくれと。区のほうから情報を得てくれと言われたので、当然情報を得られるものだというふうに思っておりますが、今日の段階で判断できないということであれば、どういう形であれば情報が共有されるのか。見えない中で、消費者庁も述べている、内部告発者については、そうでなければ、例えば、何ですか、文書改ざんを行ってしまった職員がいたとする。それが重大な法違反を犯したとする。そのことを言えずに鬱になったり死んでしまったりするということよりも、あなたのことはお守りしますから、堂々とそのことを公益通報してくださいというのが公益通報者保護法なんですよ。まさにそのことを行った者が、どういう不利益なことがあってはならないということからすると、その内容は区民は知る権利がありますので、情報共有を

した上で、その処分が適切かどうか、ましてやこの文章の中には勘案と書いてある、勘案した内容の中に上司の指示命令が書いてあるんですよ。つまり、上司の指示命令を認めているわけですよ、その非違に至った経緯の中に。そうすると、そこは、だから9割なんだという本会議答弁もありましたけれども、どうなんだというところの根拠が問われるところですので、ちゃんと情報共有をしていただきたい。人事委員会へのどういう諮問をしどのような資料提供をし、そしてどのような答申が出てここに至ったのかということは、まさに官製談合をきっかけとした処分の問題に関わってきますので、ぜひ情報共有をしていただきたいとお願いいたします。

○御郷行政管理担当部長 今、小枝委員のご発言の中に、ちょっと、1点、ちょっと、ご指摘というか事実と違うところがございます。今般、退職手当に関する条例で16条、また第1項と19条です。その19条の中に16条第1項の列挙されている規定というものがありまして、それは勘案すべきとされている事項を列挙しているものでございます。その中で、その評価を区がしているかということではないところです。要は事項を列挙しているだけです。ですから、今ちょっと誤認されている、誤解されているというところの部分について、それが区が認めたということではないということをご承知ください。

○小枝委員 勘案した内容に書いてあるけれども、区は認めていないけれども列挙して勘案したという、非常に日本語としてはおかしなご答弁をされているんですね。ホームページにまであのように事実と異なる報道というふうになら出しているから、もうそこでもう言い募るしかないと思うんですけども、これはちゃんと専門家の法律家の知見を得て明らかにすべきこと、今日この場で明らかにしないにしても、明らかにすべきことというふうに思います。ただ、この委員会が、玉虫色のまま、このもやもやを抱えて何年も何か月も過ぎることはお互いの体にとってよくないし、当事者にとってもよくないと思うんです。なので、めり張りをつけるためには、ぜひご提案をさせていただきたいんですけども、専門家の知見を委員会としてしっかりとこの場に出してもらおうということなんですね。確定記録のことじゃありません。その前の、先ほどから岩田委員が言われている、判決の量刑理由のところに書かれていることが事実認定であるのかないのか。法律家がきっちりと名前を挙げて述べられるかどうか。これが1点。委員長、分かりますか、論点が。それが1点。分からないか。

○小野委員長 まず、今、退職金の返納命令に関することで、様々質疑があったのかなというふうに理解をしております。話はどんどん展開はしているんですけども、で、第三者を入れるとかそういうことも、今この場で、ご意見としてはもちろんあることは理解はいたしました。

まず、ちょっと少し整理させていただきたいんですけども、この退職金の返納命令に関することなんですけれども、これはそもそも人事のことだと思いますので、これは基本は企画総務委員会だと思うんです。ですので、まずはそちらでやられるというところが今後あると思うんですけども、ですので、一旦は人事に関する調査事項ですので、企画総務委員会の所管であるということを、ちょっとまずは一旦ここで再確認をさせていただきます。

それから、まず委員会の独立性というところも当然あるので、ここで、じゃあ企画でやりますよねということはいえないと思うんですけども、これは企画総務委員長にこちら

から質問内容も含めてしっかり申入れをした上で、議論をされる場が企画総務委員であるというところを何とか議事整理させていただきたいなと思っているんですけども、これについてはいかがですか。

○小枝委員 皆さんが挙げてそれで責任を持ってやりますというんでしたらもちろん信頼をいたしますけれども、基本的に質問者である私がいなくてやりますと言われても、あなたがいなくてやりますと言っているだけで、じゃ企画総務でやろうという話にはなっていないじゃないですか。なっているんだったら、こういうことをしましたという報告がされていてしかるべきですね。連絡もされていて、しかるべきです。どこにも入らない事項だからこの再発防止の委員会から派生した事項としてここでやっているということなので、ただ、あまり区民から見てたらいい回しに見えるような取扱いは、私は避けるべきなんではないかというふうに思います。むしろ、ここでそんなに長く、何というか、やる必要、ないんですよ。会議体としてやるというのはやお委員のやり方もありますけれども、こういう細かい論点については、専門家の意見書、要するに自分の職責を挙げてこのことについては論証できますという人が本当にいるのかどうか。いないようなことを大真面目に私たちが何日もかけて議論していたら、時間と公費の無駄になっちゃうんですよ。めり張りをつけていかなきゃいけない、論点一つ一つ。

だから、この退職金の問題についても、専門的知見の意見書をそれぞれに、かつての環境まちづくり委員会じゃないですけども、どういう見解を持つのか、ちゃんと法律家の方が自分の職責を背負って論述してもらおうということは、恐らく今決めれば、もう次の委員会では出てくるぐらいの話だと思いますよ、この論点は。そんなに先延ばししていくことでもないだろうと、私はそう思います。皆さんの意見も伺って、私の我だけを通してもいいけないと思うので。

○小野委員長 はい。今、退職金返納命令に関することなんですけれども、ちょっと今回、皆様にあえて聞いてもらっていないんですけども、資料の中に論点チェックリストがございます。これまでこの委員会の中で何をすべきかというところを委員の皆様、小枝さんが以前一緒だった会派の方のお声は相当頂きながら、これ、まとめてきたものです。当然付随していろんなことが出てくる。となると、関連はあるんじゃないかということは、非常にご意見としてはもう理解もしますし、分かるんですけども、とはいえ、関連するものをどんどんここに積み上げていくということが、この特別委員会としてはふさわしくないというふうに考えています。

今、人事関連のことですので、この場でやりたいというお気持ちは分かるんですけど、先ほど申し上げたとおり、やはり委員会の独立性というところを考えたときに、ここでどこまでやるのかというのは、それなりに慎重な対応が必要かなと思っています。小枝委員からすると、そんなに難しいことではない。次にはもう結論が出ることだというご意見も理解した上で申し上げます。幸いにして、ここには企画総務委員会に所属されている方々もいらっしゃいますので、私から企画総務委員長には質問内容をしっかりと情報提供をした上で、そちらでしっかり議論されるべきことではないかなと思いますので、そこについて皆様はどのようにお考えかというところですね。これについてはこのような形で進めさせていただきたいと思います。

小枝委員。

○小枝委員 そうですね。そうしたら、こうしたらどうでしょうかね。何でしょう、企画総務委員会でどうしてもこのことをちゃんとやりたい人もいるかもしれない。ね。けれども、今日ここで企画総務委員会で、さっきの陳情じゃないけれども、どこかでやるという話じゃないから、企画総務委員会としてやるのがいいのか、再発防止の委員会で、委員長、項目、論点チェックリストに入っていないよと言われたけれども、どんどんと言ったけど、全然、「どん」なんて、1個増えただけでね、別に、そんな、それほど話じゃないんですよ。スピーディーにやるならここでやったほうがいいんじゃないかというふうに私は思いますけれども、委員長同士が話し合っていた中で、双方正副が話し合っていた中で、どこでやるのが一番効果的な議論ができるのかをちょっと相談していただいて、そして次の委員会に諮っていただくということで、私はそれで結構ですけど、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○小林委員 休憩してくれる。

○小野委員長 はい。一旦、ちょっと1回休憩してもいいですか。

暫時休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後3時05分再開

○小野委員長 それでは、再開いたします。

小枝委員から様々ご意見を頂きまして、この場でじゃあこうしようという結論というところは難しいので、まずは一旦正副で持ち帰らせていただいて、これを整理させていただきます。ですので、その他で今ご意見の出た件についてはここまでにさせていただいたんですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

ほかに、理事者から何かございますか。（発言する者あり）はい。

それでは、最後に日程5の閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども当委員会が開催できるよう、議長に申し出たいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 はい。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時06分閉会